

議案第 37 号

北名古屋市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

北名古屋市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 6 月 1 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、関係条文の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年北名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。